

介護福祉士の資格取得方法の見直しに関するご意見の募集について

平成 22 年 3 月
厚生労働省
社会・援護局 福祉基盤課

今後の高齢化の一層の進展等を踏まえ、介護福祉士の資質向上を図るため、平成 19 年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正され、平成 24 年度（平成 25 年 1 月に実施される国家試験）より介護福祉士の資格取得方法が見直されます。

従来は介護職員としての実務経験が 3 年以上あれば国家試験が受験できたところ、3 年以上の実務経験に加えて、国が指定する教育機関で、介護に関する体系的な知識・技術を学習する 6 ヶ月（600 時間）以上の養成課程を経ることが必要となります。

しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見があります。

厚生労働省としては、資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行う必要があると考えております。

については、こうした検討の参考とさせていただくため、下記の要領により広くご意見を募集いたします。

なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

（注）本意見募集について、当方の不手際により中途段階のものが 3 月 3 日に一時当省 HP に掲載されてしまいました。既にご意見を頂戴した方におかれましては、当方の不手際を深くお詫びいたしますとともに、改めてご意見を頂戴できれば幸いです。

記

1. ご意見募集期間

平成22年3月5日（金）から平成22年4月4日（日）まで

※ 当初の締め切り（平成22年3月18日）を延長いたします。

2. ご意見募集内容

参考資料をご覧いただいた上、別紙のアンケートにご回答ください。

【別紙アンケート】

- ワードファイル：こちらをクリック
- PDF ファイル：こちらをクリック

【参考資料】

- PDF ファイル：こちらをクリック

3. ご意見提出方法

下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。

【※下記のいずれの方法においても平成22年4月4日（日）必着にてお願いいたします。】

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 宛

○ FAXの場合

03-3591-9898

○ Eメールの場合

kaigoshikaku@mhlw.go.jp

4. ご意見提出に当たってのお願い事項

ご意見は、別紙の「介護福祉士の資格取得方法の見直しについて」の各質問項目に○を付してご提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人の方は法人名・担当者氏名・役職・法人所在地を記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名

(法人名・担当者氏名・役職)・住所(所在地)を除き、公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せる場合もあります。

5. ご不明な点についてのお問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 マンパワー企画係・資格試験係

【代表電話】 03-5253-1111 (内線: 2845・2849)

※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。

以上

(別紙)

介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

氏名・法人名	
【法人の場合： 担当者氏名】	
住所・法人所在地	
職業・役職	

質問1 あなたの介護サービスとの関わりについて、該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 介護サービス従事者 (介護福祉士資格あり)	2. 介護サービス従事者 (介護福祉士資格なし)	3. 介護サービス経営者	4. 介護サービス利用者・家族又はその関係者	5. 介護人材教育機関関係者	6. 医師・看護師等医療関係者	7. その他
-----------------------------	-----------------------------	--------------	------------------------	----------------	-----------------	--------

(※ 質問2は、質問1で1から4までを選択された方のみご回答ください。)

質問2 あなたが関わりを持つ介護サービスの種類について、該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 在宅サービス	2. 施設サービス	3. 在宅サービス・施設サービスの両方
-----------	-----------	---------------------

質問3 あなたの年齢はおいくつですか。該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 19歳以下	2. 20～29歳	3. 30～39歳	4. 40～49歳	5. 50～59歳	6. 60～69歳	7. 70～79歳	8. 80歳以上
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

質問4 介護福祉士の資質向上のため、平成24年度以降、実務経験に加えて、6ヵ月（600時間）以上の養成課程の受講を新たな要件とした見直しの方向性について、あなたはどのようにお考えですか。該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
-----------	-------------	---------------

質問5 新たに受講が義務付けられることとされている6ヵ月（600時間）以上の養成課程について、あなたはどのようにお考えですか。該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月（600時間）以上の養成課程は必要である。
2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月（600時間）よりも長い養成課程を義務付けるべきである。
3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月（600時間）以上では長すぎる。
4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月（600時間）以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。
5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月（600時間）以上の養成課程は必要ない。
6. その他

質問6 働きながら無理なく資質向上のための学習を行うためには、どのような支援が必要であるとお考えですか。該当する番号を三つまで○で囲んでください。

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。
2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。
3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。
4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。
5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。
6. 受講期間中の給与保障が必要である。
7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。
8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。
9. その他

質問7 介護福祉士の資格取得方法の見直しその他介護人材の養成制度全般について、ご意見がございましたら、下欄にご記入ください。

--

※ 質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。